



パブリ  
建設 P B L

旭川市大町2条10丁目173番地の82  
KRビル1F

TEL : 0166-52-2845

FAX : 0166-53-7162

HP : //www.a-kensetsurengou.com



目次

- ページ 1 無料パソコン教室
- ページ 2 国保組合からお知らせ
- ページ 3 労働保険事務組合からお知らせ
- ページ 4 マイナ保険証、健康情報、インボイス無料相談



【KRグループからお知らせ】

無料パソコン教室好評開催中

無料パソコン教室を開催しています。

基本の操作から、便利な使い方までさまざまな講座をご用意しております。組合員以外の方でもご参加できますので、お友達と一緒に参加しませんか？

内容…◎基本編

※メール、インターネット検索、

クラウドとは

◎応用編

※エクセル、ワード

※日にちで講座が決まっています。

詳しくは日程表をご確認下さい。

3月以降開催予定

※パワーポイント、勤怠管理、

クラウド管理

場所…平日 建設連合事務所内

(旭川事務所・滝川事務所)

日祝 トライアルメガセン

ター内ドコモショップ

(旧イトーヨーカドー)



人数…1講座4名様まで(先着順)

※定員オーバーの場合は次回  
の受講になります

時間… 10時30分～11時30分  
14時00分～15時00分  
15時30分～16時30分

※都合により講座内容・開催場所が  
変更になる場合がございますので、  
ご注意ください。

ノートパソコンをお持ちの方はご持  
参ください。お持ちでない方はこち  
らで用意しますので、事前にご連絡  
をお願いします。

スマホ教室も好評開催中

スケジュールはホームページを  
ご覧いただくかお問い合わせ下  
さい。

仕事が落ち着いている冬期間やお休  
みの日等ぜひご参加いかがですか？

# 【国保組合からお知らせ】

## 未就学児がいる世帯へ

国の未就学児世帯支援補助金は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児一人につき1万2千円が国保組合に財政支援が行われることになりました。これを受けて当国保組合は、未就学児がいる世帯から納付された保険料の一部を当該世帯に返還します。

対象…令和4年11月30日時点で

資格がある未就学児

※ただし、12月末までに資格取得の届出が確認できない場合は対象外

返還日…令和5年3月下旬以降

予定

案内日…12月中旬



●支部にて組合員の口座情報を把握していない方については、本部から文書を送付しますので、口座情報の提出をお願いします。※口座名義は組合員名又は組合員の氏名が入っているもので、ご家族名義の口座や事業所名のみ

の口座は不可です。

※令和5年3月15日までに口座情報がわからず振込みができない世帯については、原則、令和4年度は返還しません。

※確定申告時の注意

令和5年分の確定申告において、国民健康保険料の控除分を申告書に記載する際は、令和5年1月から12月までに納付した国民健康保険料の合計額から、保険料の一部返還額を差し引く必要があります！

## 契約保養施設補助金制度

建設連合の契約保養施設利用補助金制度をご存じですか？

全国に約550施設ある契約保養施設に健康保持・増進や余暇の活用を支援するため当国保組合では保健事業の一つとして、補助金制度がございます。

対象者…建設国保の組合員と家族

利用限度…年度2泊まで

補助金額…1人1泊4千円

①施設の予約

建設国保の被保険者であること  
を告げてください。

②建設国保に連絡

補助金申請書の作成

③施設へ提出

フロントに申請書を提出

## ◆よくある質問

Q. 全国旅行支援やインターネットなどのキャンペーン割引と併用できますか？

A. お泊まりになる施設にご確認ください。

Q. 年度のスタートはいつからですか？

A. 4月1日から翌年3月31日までを1年度でカウントします。

Q. 3月31日から4月1日に宿泊した場合はどちらの年度になりますか？

A. 3月の年度になります。



# 【労働保険事務組合からお知らせ】

## 労働保険事務組合

第3期労働保険料の納期は1月31日（火）です。納期が遅れますと延滞金がかかる場合がございますので、必ず期限までの納入をお願い致します。  
**保険料は全額国へ納めるため、**振込される場合の振込手数料はお客様ご負担でお願い致します。

納付に便利な口座引き落とし（旭川信金のみ）も行っております。引落手数料は 88円です。ご希望の方はお問い合わせ下さい。

## 一人親方組合からお知らせ

年度更新の書類を送ります。この時期にのみ、給付基礎日額の変更が可能です。ご郵送する書類を必ずご確認ください。



## 事業主様へお知らせ

◎ 季節で雇用している従業員の離職手続きはお済みですか？  
 雇用保険喪失、離職票作成のお手続きがありますので、お早目にご連絡をお願いします。

◎ 冬季賞与、燃料手当の報告はお済みですか？  
 従業員に賞与を支給した際は、原則5日以内に賞与支払届を提出しなければなりません。当組合で作成致しますので、ご連絡をお願いします。

◎ 雇用調整助成金  
 助成内容が12月から通常制度となりますが、業況が厳しい事業主については令和5年3月末まで一定の経過措置を設けます。

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

## 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント  
 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)		(2023年4月1日から)	
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%		月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ	
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%
中小企業		25%	25%
大企業		25%	50%
中小企業		25%	50%

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

厚生労働省からお知らせ

## II 法定割増賃金率の引上げ関係

### 月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません

労働者が健康を保持しながら、労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、1か月に60時間を超える法定時間外労働について、法定割増賃金率を5割以上に引き上げます。

#### 裏方の取扱い

法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える時間外労働(法定時間外労働)に対しては、使用者は25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

#### 改正のポイント

1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

※ 1か月の起算日は、賃金計算期間の初日、毎月1日、36協定の期間の初日などになることが考えられます。

中小企業は  
適用が  
猶予されます。  
(p.6参照)

#### 深夜労働との関係

深夜(22:00~5:00)の時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行なった場合は、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上となります。

#### 法定休日労働との関係

1か月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った法定時間外労働は含まれます。

なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいものです。

#### 法定休日とは？

使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(例) 平日は毎日3時間法定時間外労働をし、所定休日の11日(土曜)に4時間労働し、法定休日の12日(日曜)に2時間労働した場合

日	月	火	水	木	金	土	日	法定時間外労働時間数	累計
5	6	7	8	9	10	11	12	3時間×3日 = 9時間	9時間
12	13	14	15	16	17	18	19	3時間×5日 + 4時間 = 19時間	28時間
19	20	21	22	23	24	25	26	3時間×5日 = 15時間	43時間
27	28	29	30	31				3時間×5日 = 15時間	58時間
									73時間
								法定休日労働時間数	2時間

法定時間外労働時間数の累計が1か月60時間を超える。27日の時間外労働3時間目から、割増賃金率が5割となる

# 【耳よりニュース】

## ◆被保険者証 6年秋に廃止へ

マイナ保険証への切り替えはお済みですか？

### 【切り替え方法】

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナ保険証の利用登録（事前登録）

#### ◇スマホ

マイナポータルアプリをインストール、指示に従いカードをかざす

#### ◇パソコン

マイナカードを読み取る市販のカードリーダーを購入し、ウェブサイトのマイナポータルにアクセス

#### ◇セブン銀行

ATMにマイナカードを挿入して手続き（対応する医療機関でも登録可）

- ③カードの利用

・保険証として

医療機関の窓口で、専用カードリーダーにカードをかざし、パスワード入力か顔認証

・健康管理に

スマホにカードをかざすと、マイナポータルで医療情報などを閲覧できる

### 【メリット】

- ①転居時や転職で保険者を変更しても新たに作り直す必要がなくなり、手元のない時期がない。
- ②「マイナポータル」で自分の医療情報（診察記録や服薬情報、特定健診の記録の確認）を閲覧できる。
- ③同意をすれば、医師や薬局に過去の特定健診や処方された薬の情報が医師や薬局に共有される
- ④年間にかかった医療費を自動集計してくれるため、確定申告で医療費控除を申告する際にそのデータを提出できる。
- ⑤窓口負担の上限の高額療養費に達した場合、限度額適用認定証がなくても上限を超えた分の支払いは不要になる。
- ⑥顔写真があるので、不正利用されるのを防げる。

### 【注意点】

- ①紛失時の個人情報の漏洩リスクが大きい  
※紛失してもパスワードがわからなければ勝手に閲覧されることはありません。

- ②更新手続きが必要。

- ③現時点で全ての医療機関や薬局が対応していない

紛失や盗難の場合は24時間365日対応のマイナンバー総合フリーダイヤル  
(0120-95-0178)へ



## 【健康情報】

### ◇ヒートショックにご注意を

ヒートショックとは、体が急激な温度変化にさらされ、血圧が変動することによって起きる健康被害です。気を失ったり、脳卒中や心筋梗塞を起こしたりして、最悪の場合は急死することもあります。

### 注意事項

- ・入浴前に水やお茶を飲み、脱衣所や浴室を温める
- ・食後すぐや飲酒後の入浴は避ける
- ・手足から十分にかけ湯をして入り、浴槽からはゆっくりと立ち上がる
- ・暖房の利いた部屋から寒いところに移る時は、スリッパをはいたり、もう一枚上に羽織る



コロナ禍で換気を心掛けるようになり、よりヒートショックに気をつける必要があります。

## インボイス制度の無料相談受付中

インボイスの登録お手続きはお済みですか？

原則令和5年3月31日までに申請登録が必要です。

疑問点など、お気軽にご相談ください。

対象者…建設連合

組合員様

場所…KRビル内

森税理士事務所

人数…完全予約制

お問い合わせは  
建設連合まで

TEL

(52-2845)

